

ぎふ羽島駅前フェス 2026 出店規約

1 ぎふ羽島駅前フェス実行委員会（以下、「主催者」という）が令和 8 年 1 1 月 7 日、同年 1 1 月 8 日に実施するぎふ羽島駅前フェス（以下、「本イベント」という）に出店するための資格及び条件

- ① 主催者の趣旨に賛同し協力いただける方に限ります。
- ② 出店申し込み代表者は、18 歳以上、本規約及び募集要項・搬入出案内等関連書類に記載の注意事項を厳守いただける方に限ります。
- ③ 搬入出および出店時の同伴者にも、ルール厳守の義務を負うものとします。
- ④ 法人で参加の場合、出店申込者を代表者とし、全ての連絡は代表者宛に行い、出店者としての義務・責任の所在は代表者にあるものとします。
- ⑤ 規定の出店申込書以外での申し込みは無効となります。
- ⑥ 同一人の申込重複は無効です。発覚した場合は、以降、代表者・共同出店者ともに本イベントへはご出店が不可となります。
- ⑦ 郵便・宅配便の遅延・誤配・未着等により発生したトラブルについて、主催者は責を負いません。
- ⑧ 会場内において、主催者スタッフが写真撮影・ビデオ撮影を行います。今後の PR、トラブル発生時の資料等に使用しますので、代表者に限らず出店参加者すべてが撮影対象となることを、予めご了承下さい。
- ⑨ 開催中・開催後の商品の返品及び交換に関しては出店者の責任において行なって下さい。後日の問い合わせ対応などが出来るようにショップカードや名刺をお客様にお渡しすることをお勧めします。
- ⑩ 本イベント開催時間中、来場者が多い時は安全確保のために入場制限を行う場合があります。また、通路を一方通行にするなどの対策を行うことがありますので、予めご了承下さい。
- ⑪ 出店者ならびに出店者が保持する会社の役員、従業員、その他雇用契約を締結している全ての者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に規定する団体（反社会的勢力）の構成員、準構成員でないこと、またそれらの団体から資金供与を受けたり、経営に関与してないこと。そのような事実が発覚した場合は、出店は取消しとし、以降、代表者・共同出店者ともに本イベントはご出店不可となります。
- ⑫ 後日提出していただく「食品営業許可書」（写し）の営業者名と申込者名は同一であること。名義が異なる場合は不許可とします。また法人申込の場合は、許可書も当該法人または代表者名義であることを条件とします。なお、イベント当日に名義貸し等が発覚した場合は、直ちに出店を取り消し（停止）とします。その際、第 2 条に基づき出店料の返金は一切行いません。

2 出店のキャンセル

出店等ができない場合は、速やかに主催者実行委員会事務局（羽島商工会議所）まで連絡をお願いします。出店者都合による出店料の返金はいたしません。

3 出店の可否およびブース位置の決定

- ① 申込み多数の場合は、主催者による厳正なる抽選を行い、出店の可否を決定し、申込者に通知いたします。
- ② ブースの位置は出店者説明会（10 月初旬）時の抽選での決定を予定しております。知人等と隣接した設置は承れません。
- ③ 出店者は、ブースの割り当てについての苦情等を申し出ることはできません。

4 会場での諸注意

- ① 定められたブース寸法を守り、区画範囲外へはみ出して陳列・販売・配布等をしないでください。

- ② 出店者と来場者間の金銭のやり取り、品物の売買に関して、主催者は責を負いません。両者で誠意と責任をもって行なってください。
- ③ 販売品について返品・交換の可否を明確にしてください。
- ④ 購入者から商品取り置き要望があった場合、応じるか否かは出店者の判断にお任せします。応じる場合は、必ず双方で氏名・連絡先・代金の支払い状況についてメモ等を交換するようにしてください。
- ⑤ 本イベント開催時間中の台車での荷物運搬は、イベントの進行および通行の妨げにならないようにしてください。
- ⑥ 盗難には十分注意し、金品・貴重品の自己管理を徹底してください。主催者は、盗難被害の責任は負いません。
- ⑦ 自分の出したゴミは必ず持ち帰り、責任をもって処分してください。会場内及び周辺施設の公共ゴミ置場などに捨てないようにしてください。
- ⑧ 会場内での喫煙はできません。
- ⑨ 会場施設及び備品を汚損・破損された場合、現状復旧にかかる費用を負担していただきます。
- ⑩ 火気を伴う店舗は、必ず業務用消火器を保持してください。

5 岐阜保健所からの指導について

- ① 屋根、両側面、背面の三方囲いシート等は、実行委員会で準備しますが、営業時間中にシートを取り外すなどの行為があった場合、保健所の許可要件を満たさないとし、出店許可を取り消します。
- ② 保健所に提出した「イベント等への出店個票」に記載した施設の図面の什器配置図から営業期間中に配置を許可なく変更した場合、保健所の許可要件を満たさないとし、出店許可を取り消します。
- ③ 保健所に提出した「イベント等への出店個票」に記載した「取扱い食品等」以外の料理を許可なく販売した場合、保健所の許可要件を満たさないとし、出店許可を取り消します。

6 羽島市消防本部からの指導について

「露店での火気取扱い留意事項」を遵守願います。

7 禁止事項

- ① 騒音・悪臭・通行妨害・強引な客引きや販売、来場者や他の出店者への威圧・暴言・暴力等、悪意のある迷惑行為。また、他者の販売や買物を不当に妨げるような行為。
 - ② 本イベント及び主催者のイメージを著しく傷つけ、貶めるような行動・行為。
 - ③ 本規約及び主催者発行の書類に記載された注意事項を守らない、またスタッフ誘導・指示に従わない等の行為。
 - ④ 岐阜保健所、羽島市消防本部の巡視において指導を受けた指示に従わない等の行為。
 - ⑤ 出店ブース・出店許可証等の第三者への譲渡・売買。
 - ⑥ その他、主催者が出店者として不適当であると判断した行為。
- 上記の禁止行為が発覚し、その内容が悪質な場合や制止・改善要求を聞き入れられない場合は、出店停止の措置を行います。

8 開催の変更・中止

主催者は、天災、その他不可抗力により、会期を変更、または開催を中止することがあります。主催者は、これによって出店者に生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する責任を負わないものとします。